



薬 第 1474 号
令和 5 年 6 月 21 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第9条に規定する知事指定薬物の指定について（通知）

大阪府では、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年大阪府条例第123号。以下「条例」という。）により知事指定薬物の指定等について定めているところです。

このたび、条例第9条第1項の規定に基づき、令和5年6月21日付けで新たに知事指定薬物を公示し、指定しました。

つきましては、下記の事項をご了知のうえ、貴会（組合）員に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 知事指定薬物

次に掲げる3物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物に指定しました。

(1) N—（アダマンタン—1—イル）—1—（4—フルオロブチル）—1H—インダゾール—3—カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】 4F—ABINACA、4F—ABUTINACA

(2) 2—〔（4—エトキシフェニル）メチル〕—5—ニトロ—1—〔2—（ピペリジン—1—イル）エチル〕—1H—ベンゾ〔d〕イミダゾール及びその塩類

【通称名】 Etonitazepipne、

N—Piperidinyl Etonitazene

- (3) (2R, 3R) - 2 - (3-クロロフェニル) - 3-メチルモルフォリン、
(2S, 3S) - 2 - (3-クロロフェニル) - 3-メチルモルフォリン及びそ
れらの塩類

【通称名】 3-CPM、3-Chlorophenmetrazine

- (4) (1) から (3) までに掲げる物のいずれかを含有する物

2. 施行期日

令和5年6月22日

大阪府健康医療部
生活衛生室薬務課
麻薬毒劇物グループ
TEL:06-6941-9078 (直通)
FAX:06-6944-6701